

# 東条学園小中学校区「トライやる・ウィーク」推進委員会設置要綱

## (名称)

第1条 この会を、東条学園小中学校区「トライやる・ウィーク」推進委員会という。以下「推進委員会」という。

## (目的)

第2条 推進委員会は、「トライやる・ウィーク」の円滑な実施に向けて、活動場所、指導ボランティアの協力依頼及び確保を行うとともに、加東市「トライやる・ウィーク」推進協議会との連携を図りながら事業を推進する。

## (組織)

第3条 推進委員会は、次に掲げる団体代表を委員として構成する。

(1) 東条学園 (2) 東条学園 P T C A

## (役員)

第4条 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。

(1) 委員長は、学園校長とする。

(2) 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

## (委員会)

第5条 推進委員会は、委員長が年間2回招集する。

(1) 委員長は、委員会を必要に応じて招集することができる。

## (活動内容)

第6条 推進委員会は、次に掲げる事項について活動する。

(1) 保護者、地域社会等へ事業の趣旨等の啓発及び協力依頼を行う。

(2) 加東市「トライやる・ウィーク」推進協議会と連携し、生徒の活動場所や指導ボランティア等の確保とともに、活動内容の適否を判断する。

(3) その他、本事業の円滑な実施に必要な活動を行う。

## (設置期間)

第7条 推進委員会の設置の期間は4月1日から翌年の3月31日とする。

(1) 委員の任期も同様とする。ただし、途中で役職等に移動が生じた場合は、後任者を持って充てる。

## (事務局)

第8条 推進委員会の事務局は、東条学園に置くものとする。

## 附則

### (施行日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

# 令和7年度 東条学園小中学校区「トライやる・ウィーク」推進事業実施要項

## 1 趣 旨

思春期にある中学生は、心身ともに大きく成長する時期であるが、将来に対する不安や進路決定への複雑な思いの中で、目的や目標を見いだせない生徒も少なくない。

また、現在の中学生は、「ゆとり」のない生活が起因と考えられる、あらゆることの体験不足により社会的自立に必要な自律・耐性等の弱さが目立ち、その上自分の思いを自分の言葉で伝えるコミュニケーション能力など、人間としての育ちの弱さがある。

そこで、学校・家庭・地域社会の三者の連携のもと、時間的・空間的なゆとりを確保し、学校を離れ地域や自然の中で生徒の主体性を尊重した様々な体験活動を通して、自己を見つめ、生き方を考えさせ、自我の確立を促し、「生きる力」を身に付けることをめざす。

## 2 対 象 加東市立東条学園8年生 男子25名 女子29名 計52名

## 3 実施時期

令和7年10月6日(月)～10月10日(金)の期間とする。

\*ただし、期間中に定休日などで活動できない日がある場合は10月11日(土)または12日(日)に活動できるものとする。

## 4 実施内容

体験活動は、原則少人数のグループで行うこととし、グループごとに1名程度の指導ボランティアを配置する。

また、活動場所は東条学園小中学校区内を原則とし、日帰り(原則として実働6時間以内)の活動とする。

### (1) 体験活動の内容

次に掲げる内容を例示するが、あくまでも生徒の興味・関心をもとにし、地域の実態に応じて創意工夫する。

#### <体験活動内容例>

- ① 勤労生産活動……農業、酪農等の活動
- ② 職場体験活動……地域のいろいろな職場での体験活動
- ③ 福祉体験活動……病院、福祉施設等での活動
- ④ ボランティア活動……地域でのボランティア活動
- ⑤ 文化・芸術創作活動…絵画や音楽等の活動
- ⑥ その他の活動……外国人との交流、地域の歴史探訪、環境調査

- (2) この期間中、自宅から各自の活動場所へは、自転車または公共交通機関で通うことを原則とする。
- (3) 特別な教育的支援を要する生徒については、該当学年の生徒と活動とともにすることを原則とするが、生徒の実態に応じて活動形態を配慮とともに、場合によっては担当教員を配置する。
- (4) 生徒の活動場所や内容の選定にあたっては、労働基準法や青少年愛護条例等を十分考慮する。
- (5) 年間指導計画のもとに、特別活動を中心に教育課程を編成する。

## 5 推進体制

学校・家庭・地域の連携を密にし、地域の中で生徒を育成するといった観点を重視しながら、地域をあげての推進体制を確立する。

- (1) 校内「トライやる・ウィーク」推進委員会の設置  
生徒の希望調査等を実施するとともに、推進計画、予算計画等の作成及び受入先の確保、趣旨説明を行う。また、保護者に対して趣旨説明を行い、本事業を円滑に運営する。
- (2) 受入先、指導ボランティアの連絡会を開催し、本事業の円滑な運営を図る。

## 6 期待できる効果

- (1) 地域に学び、地域の人々とふれあう長期体験学習の機会が得られる。
- (2) 生徒一人ひとりの個性や関心を活かしながら、自立心や耐性の強化が図れる。
- (3) 地域の人々が中学生に目を向け、関心を持つ契機となる。
- (4) 取組の過程を通して、学校・家庭・地域社会の具体的な連携を作り出すことができる。

## 7 経 費

兵庫県及び加東市からの補助金（1クラス当たり限度額**15**万円）で運営する。

## 「トライやる・ウィーク」に向けての取り組み

5月           ・総合的な学習「職業・将来について考える」

6月           ・事業所へ実施アンケート  
              ・「トライやる・ウィーク」ガイダンス

7月           ・生徒希望調査  
              ・人数調整 → 活動事業所決定

8月           ・教職員事業所訪問  
              ・第1回トライやる・ウィーク推進委員会（8/2）

9月           ・生徒事前訪問電話アポイントメント  
              ・生徒事業所事前訪問  
              ・生徒事業所別ミーティング

10月7日(月)～10月11日(金) トライやる・ウィーク実施  
              ・トライやる新聞作成準備  
              ・発表会（スライド）などの準備  
              ・第2回推進委員会（事業所訪問）

10月15日(火) 事業所別ミーティング  
(まとめ・お礼の手紙・トライやる新聞作成・発表会準備)  
以降の総合的な学習の時間で完成へ

12月中       トライやる活動発表会

2学期以降      ・活動記録集完成（2学期中）  
              ・事業所お礼訪問（1月頃）